

石綿含有分析調査業務委託仕様書

1 事業名称

京都市環境保全活動センター便所改修工事に係る石綿含有分析調査業務委託

2 対象施設

- (1) 施設名称 京都市環境保全活動センター（京エコロジーセンター）
- (2) 所在地 京都市伏見区深草池ノ内町13

3 履行期間

契約の日の翌日から令和8年7月31日

4 業務の目的

対象施設の便所改修工事を行うにあたり、工事範囲において使用されている塗材（下地調整塗材のある場合は下地調整塗材も含む。）及びシーリング材に石綿が含有されているか分析調査により明らかにすることを目的とする。

5 業務内容

(1) 試料採取

別添平面図に示す採取箇所及び採取個数を採取して分析調査を行う。

なお、採取箇所については作業の安全性等を考慮して選定すること。

<採取箇所及び個数>

便所壁：タイル下地モルタル 各便所1か所 計3か所

便所床：タイル下地モルタル 各便所1か所 計3か所

(2) 採取試料に係る石綿含有分析調査

(1)で採取した試料について、「8 分析調査」に示す方法により分析を行い、石綿の含有の有無を明らかにするとともに石綿を含有している場合、含有率を明らかにする。

(3) 試料採取箇所の補修

試料採取を行った箇所は、固化材や接着剤の塗布を行うとともに、簡易な補修を行うこと。

試料採取を行うことで漏水の危険が生じる箇所については、補修を行う前に、監督員に補修方法について説明し、承諾を受けること。

6 調査にあたり

試料の採取にあたり次の事について留意すること。

- (1) 調査日等の調整は環境政策局地球温暖化対策室を通して対象施設と調整を図ること。
- (2) 試料採取に当たっては、安全対策に十分配慮すること。

7 試料採取の位置及び方法

- (1) 試料採取の位置

別添平面図による。

- (2) 試料採取の方法

資料の採取は、「石綿則に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル（厚生労働省）」及び「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課、環境省水・大気環境局大気環境課）」による。

なお、試料は石綿を含有している可能性があるため、作業場、服装等に十分留意すること。

8 分析調査

「7 試料採取の位置及び方法」で採取した全ての試料について定性分析を行うこと。定性分析において、石綿を含有していると判断された場合は定量分析を行うこと。

分析方法は、「建材中の石綿含有率の分析方法について」（平成18年8月2日基発第0821002号、最終改正令和3年12月22日基発第1222第17号）に基づくこと。

9 資格要件

- (1) 試料採取を行う者の資格要件

試料の採取を行う者の資格要件は、以下のいずれかを満たすものとする。

- a 「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号。以下「登録規定」という。）第2条第2項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者又は同条3項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者
- b 一戸建ての住宅又は共同住宅の住戸の内部調査を行う場合に限り、登録規定第2条第3項に規定する一戸建て等石綿含有建材調査者
- c 令和5年9月までに一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録されている者

- (2) 分析調査を行う者の資格要件

分析調査を行う者の資格要件は、以下のいずれかを満たすものとする。

- a 「石綿障害予防規則第三条第六項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者等」(令和2年厚生労働省告示第277号)第1条第一号に規定する厚生労働大臣が定める所定の分析調査講習を修了し、修了考査に合格した者
- b 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術評価事業」により認定されるAランク若しくはBランクの認定分析技術者又は定性分析に係る合格者
- c 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修(建材定性分析エキスパートコース)」の修了者
- d 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験(技術者対象)合格者」
- e 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「アスベスト分析法委員会認定JEMCAインストラクター」
- f 一般社団法人日本繊維状物質研究協会が実施する「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者

10 報告書

試料採取、分析を行った結果を以下の項目について書面(電子文書を含む)にて報告を行うこと。

- (1) 石綿を含有しているか否か。
- (2) 検体採取及び分析を行う者の資格者証の写し。
- (3) 資料採取前、採取中及び採取後(必要に応じて補修後)の状況が判る写真。
- (4) 報告書は紙媒体の場合2部提出のこと。

11 費用の負担

受注者は次に掲げる費用を負担するものとする。

- (1) 本委託業務を履行するために必要な業務に係る人員物資の移動、運搬、廃棄、報告書の作成及び提出に係る費用
- (2) 各種試験検査、写真撮影等に必要な費用
- (3) 試料を採取するための脚立、高所作業車等に係る費用
- (4) 試料採取箇所の補修に要する費用
- (5) 打合せ、調査結果の報告説明等のための対象施設への訪問に伴う交通費
- (6) 対象施設及び第三者等に損害を与えた場合、復旧に要する費用及び補償

12 準処法令等

準処する法令等は以下のとおりとする。なお、準処する法令等は最新のものとし、本業務の委託期間中に、法令等が改正された場合は、改正後の基準等に準拠すること。

- (1) 大気汚染防止法及び同施行令
- (2) 労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令及び石綿障害予防規則
- (3) 石綿則に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル（厚生労働省）
- (4) 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課、環境省水・大気環境局大気環境課）